

73 パオロ・ザツキア「法医問答」にみる

性別の判定

西大條 文 一

分子生物学の発達した現代に生きるわれわれにとつて、半陰陽 (hermaphroditism) の問題とは遺伝子学または内分泌学のテーマにはかならないといつてよい。すなわち性染色体異常、および遺伝子の変異によるホルモンとホルモンレセプターの異常に起因する性分化の逸脱として括ることができよう。

しかし半陰陽者の医学的性判定に続く社会的・法的性別の決定となると、内外生殖器形成術、ホルモン治療の発達した今日においても議論の多いところであり、現に、戸籍に間性 (intersex) 医学用語としても外生殖器に比重をおいた「半陰陽」より広い概念で用いられつつある」という記載を求める運動も存する。

十七世紀 (美術史的にはバロック期) 前半にイタリアで

活躍したパオロ・ザツキア (Paolo Zacchia) の主著「法医問答」(Questionum medico-legalium) にみる性別の取扱いについてのパストレーラの小論を得たので簡単に紹介してみたい。

ローマンカトリック教会が教区制度をほぼ確立した中世以降のヨーロッパ世界においては、性別の決定は法学 (サリ法は女性に相続権を認めない) のみならず神学にもまたがる大問題であった。なぜならば性表現の曖昧な新生児でも洗礼を施さなければ教区の出生簿に登録されず、最後の審判で神に召されるときは洗礼名がないことになる。しかもほとんどの西欧語の洗礼名は語尾からも男性女性が明かなので、命名は慎重に行わなければならない。なかつた。

地方の神父らはしばしばヴァチカンにこれら半陰陽を含むさまざまな症例を照会し、法王首席侍医であるザツキアに裁可を仰いだ。これをまとめたものが「法医問答」である。

ザツキアはこのなかで第二次性徴の発現、特に膈液・経血の有無、尿・精液の漏出等に着目したパレの先駆的

な説はアエギネタ・アルブカシス・アヴェロエスらの男性半陰陽、女性半陰陽、中性、両性(真性)の古典的四分類の亜型に過ぎぬとして退け、むしろギリシャ的神話性から自由なアヴィセンナやレオニーダの説を採る。その一方で先天的半陰陽に対し思春期の変化をフォローすべく後天的半陰陽という概念を提案している。

症例を挙げながら、性交可か否か、生殖可か否かという選択肢を加えて詳細な系譜学が続く。そのなかには當時既に剖検 (*dissectio cadaveris*) が行われ、付属器や双角子宮の観察がなされていた驚くべき例も含まれている。肉眼解剖学と畸形学の勃興期らしいバロック的エピソードである。

ザッキアはしかしながら実践的には大まかに二群に分ければこと足りるとし、真性半陰陽の存在には懐疑的な態度をとり続けた(これはアルベルトゥスマグヌスの影響が大きいと考えられる)。

ガレオット・マルツィオ (*Galeotto Marzio*) を援用してザッキアは、半陰陽者の性別の自己決定権を、選んだ性に忠実であるという条件で認めている。しかし実は当

時の教会関係者の心配は性決定よりも、鶏姦による風紀の紊乱であり、一般人が半陰陽者に接触すること自体宗教的な罪とされたのであった。

内性器の肉眼的病理から性腺の顕微鏡学的病理、臨床病理学の誕生は近代を待たねばならない。

(順天堂大学医学部医史学研究室)